国会事項

衆議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月十五日石破内閣総理大臣から次の書面を受領した。

内閣閣第一四六号
令和七年十月十五日
内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀　福志郎殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年九月十日衆院発第一四〇号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員笠浩史君外二百三十八名の代表者笠浩史君、遠藤敬君、古川元久君、山川仁君、塩川鉄也君、福島伸享君、鈴木敦君、河村たかし君、新垣邦男君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

内閣閣第一四六号
令和七年十月十五日
内閣官房長官　林　芳正

衆議院議員　笠　浩史殿
衆議院議員　遠藤　敬殿
衆議院議員　古川　元久殿
衆議院議員　山川　仁殿
衆議院議員　塩川　鉄也殿
衆議院議員　福島　伸享殿
衆議院議員　鈴木　敦殿
衆議院議員　河村たかし殿
衆議院議員　新垣　邦男殿

さきに、貴殿方を代表とする笠浩史君外二百三十八名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

参議院

臨時国会召集決定通知書受領

十月十五日臨時国会召集決定に関し次の通知があった。

令和七年十月十五日
内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年九月十一日参庶文発第四四号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員斎藤嘉隆君外百二十名の代表者斎藤嘉隆君、伊藤孝恵君、柴田巧君、梅村みずほ君、仁比聡平君、伊勢崎賢治君、北村晴男君、伊波洋一君、安野貴博君、福島みずほ君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

令和七年十月十五日
内閣官房長官　林　芳正

参議院議員　斎藤　嘉隆殿
参議院議員　伊藤　孝恵殿
参議院議員　柴田　巧殿
参議院議員　梅村みずほ殿
参議院議員　仁比　聡平殿
参議院議員　伊勢崎賢治殿
参議院議員　北村　晴男殿
参議院議員　伊波　洋一殿
参議院議員　安野　貴博殿
参議院議員　福島みずほ殿

さきに、貴殿方を代表とする斎藤嘉隆君外百二十名の方々から参議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る十月二十一日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる（以上十月十五日）

最高裁判所

新潟地方裁判所判事・新潟簡易裁判所判事
松村　徹
千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所長を命ずる
千葉簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事
三輪　方大
司法研修所教官に充てることを解く
新潟地方裁判所判事に補する
新潟地方裁判所長を命ずる
新潟簡易裁判所判事に補する
新潟簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
同　品田　幸男
部の事務を総括する者の指名を解く
司法研修所教官に充てる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
橋爪　信
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十月十二日）

官庁報告

官庁事項

保障契約証明書の無効について

次の保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁等損害賠償保障法第四十四条において準用する第十七条第四項及び第五十二条において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行ったので、当該保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項及び第二十条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月十七日
関東運輸局長　藤田　礼子

保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
BK－KT－25－000472	耕洋丸	7JBZ	日本	令和七年五月七日	令和七年九月十一日
WR－KT－25－000727					

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月17日
兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,053円」を「１時間1,117円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。